

第三章 計画編

1-(1) 理事長の選任と常務理事の就任について

《社協が取り組むべき内容》

取組項目① 常務理事の就任			取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会	24	25	26	27
平成23年3月に市職員OBが着任した。			—	—	—	—

取組項目② 理事長の専任			取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会	24	25	26	27
他県社会福祉協議会の「社協あり方検討委員会報告書」等においても、できるだけ社協事業の経営に専念し、事業経営上の判断を常時行うことのできる者が適任とされており、他市町村社協への調査等を実施し、検討していく。			調査・検討	→	→	→

取組項目③ 理事の選任方法			取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会	24	25	26	27
理事の選任にあたっては、全国社会福祉協議会が示す「法人社協モデル定款」においても、地域で行われている幅広い福祉活動者の中から選任することとされており、他市町村社協への調査等を実施し、検討していく。			調査・検討	→	→	→

取組項目④ 理事の担当制			取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会	24	25	26	27
社会福祉協議会の事業規模の拡大に伴い、理事の経営責任が増してきていることから必要とされているため、他市町村社協への調査等を実施し、検討していく。			調査・検討	→	→	→

1-(2) 事務局職員について

《社協が取り組むべき内容》

取組項目 ① 専門職の配置			取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会	24	25	26	27
発展強化計画(*1)に基づき、人事管理を行う。 ・職員採用の選考強化 ・職員の配置管理 ・人事管理制度の整備(人事考課制度、昇任管理、表彰制度、再任用制度の活用等)			具体的方法の検討・規程等の整備	実施	→	→

*1) 発展強化計画：平成24年度から平成27年度にわたる社協の事業運営の展望や目標を明らかにし、その実現に向けた組織と財務に関する具体的な方法を示す計画。平成24年3月策定予定。

取組項目 ② 職員の育成			取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会	24	25	26	27
発展強化計画に基づき、人材育成の仕組み作りに取り組む。 ・基本研修・実務研修の体系化・充実 ・外部研修の充実 ・自己啓発への支援等			具体的方法の検討・規程等の整備	実施	→	→

取組項目 ③ 人事交流の必要			取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会	24	25	26	27
発展強化計画に基づき、総合職である正規職員については、長期的な観点から人材の育成を図るため、いろいろな仕事を体験させるジョブ・ローテーションを行う。			調整・実施	実施	→	→

《市と社協が共同で取り組むべき内容》

取組項目 ④ 市への人事交流の方法の検討			取組スケジュール(年度)			
取組項目 ⑤ 社協への人事交流の検討						
取組内容、手順・方法等	所管	福祉推進課、社協	24	25	26	27
市への人事交流については、インターンシップや任期付採用職員制度など組織内の調整を図り、試行・実施に向けて協議する。 社協への人事交流については、派遣職員の給与負担に係る法令上の規定があるため、派遣条例の適用など事務委託課や人事担当課と調整を図り、職員の経験年数や職種に応じた効果的な実施方法の協議を行う。			協議・組織内調整	試行	実施	→

1-(2) 事務局職員について

《市が取り組むべき内容》

取組項目	⑥ 削減の改革ではなく、イノベーティブな改革(*2)を			取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	福祉推進課	24	25	26	27	
社協が策定する発展強化計画における中長期的な人員計画の評価を踏まえて、職員の配置や人材育成等に係る人件費補助の妥当性を検討していく。			評価・検討	→	→	→	

* 2) イノベーティブな改革：新しいアイデアから社会的意義のある新たな価値を創造し、社会的に大きな変化をもたらす自発的な人・組織・社会の幅広い変革をいう(wikipedia)。ここでは、削減の視点でなく、新しい価値を創造する改革としてイノベーティブということばを用いている。

1-(3) 臨時職員について

《社協が取り組むべき内容》

取組項目	① 臨時職員の処遇改善		取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会	24	25	26	27
発展強化計画に基づき、非常勤職員の就業に関する規程を見直し、事業に見合った処遇と職員の配置を行う。			見直し ・ 検討	→	→	→

1-(4) 財政状況について

《社協が取り組むべき内容》

取組項目① 公費財源のルール化			取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会	24	25	26	27
全国社会福祉協議会の「市町村社協経営指針」を参考に、発展強化計画に基づき、適切な事業評価やコストの上に立った中長期的な財政計画を策定し、公費確保のルール化や自主財源の確保など、継続的、安定的な財務運営を行う。			検討	計画策定	実施	→

取組項目② 民間財源（共募と会費）のPR方法			取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会	24	25	26	27
具体的な寄付事例や用途についてのパンフレットの作成や、社協だよりで随時内容を検討しながら特集記事で啓発するなど、用途をわかりやすく広報する。また、自治会組織に協力依頼していることから、自治会との関係を強化し、継続的に安定した財源を確保する。			検討・実施	→	→	→

取組項目③ 事業収入財源としての介護保険3事業の経営形態の再検討			取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会	24	25	26	27
介護保険事業経営検討委員会にて検討、報告書作成（理事長、理事会、評議員会へ報告）済み。			訪問介護事業終了	居宅介護支援事業→H26まで ～ 通所介護事業→H27まで		

《市と社協が共同で取り組むべき内容》

取組項目④ 総体としての介護保険事業の検討			取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	福祉推進課	24	25	26	27
介護保険3事業は、社協の自主事業財源となっており、平成24年度には訪問介護事業が終了となる見込みであるため、今後、社協の財源に資する事業について検討する。			検討	→	→	→
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会	24	25	26	27
(再掲③) 介護保険事業経営検討委員会にて検討、報告書作成（理事長、理事会、評議員会へ報告）済み。			訪問介護事業終了	居宅介護支援事業→H26まで ～ 通所介護事業→H27まで		

《市が取り組むべき内容》

取組項目⑤ 公費財源にメリハリを			取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	福祉推進課ほか	24	25	26	27
公費財源のルール化に向け、補助金・委託料の効果測定を実施し、随時、見直しを行う。また、民間財源や事業収入財源で充当すべき事業を整理していく。			調査・検討	→	→	→

2-(1) 地域福祉推進事業

《社協が取り組むべき内容》

取組項目	① 新規課題への取組		取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会	24	25	26	27
平成23年度に市民後見人入門講座を実施。 今後も市や関係部署と協議しつつ、権利擁護事業の強化として、市民後見人養成事業の実施と法人後見事業の検討に向けた予算を計上していく。			検討・実施	実施	→	→

《市と社協が共同で取り組むべき内容》

取組項目	② 各種相談窓口の検討		取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	福祉推進課、社協	24	25	26	27
ボランティアビューロー等での地域の相談窓口事業の実施を通して、市と社協の相談窓口の統合化、ネットワーク化等について検討する。 【地域福祉計画及び地域福祉活動計画】 ・地域における相談支援体制の整備を図る（民生委員等の協力を得て、ボランティアビューロー等での地域の相談窓口事業を実施）			検討・実施	→	→	→

取組項目	③ 役割分担の再確認		取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	福祉推進課、社協	24	25	26	27
関係団体との調整を図りながら、役割分担を再確認していく。 ・遺族会や更生保護団体など、実施事業を含めて再検討する。 ・老人クラブ連合会を社協で運営することを検討する。 ・民生児童委員協議会連合会の運営については、社協事務局との役割分担の明確化を図る。			協議・検討	→	→	→

《市が取り組むべき内容》

取組項目	① 新規課題への取組（地域福祉権利擁護事業の強化）		取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	高齢者いきがい課ほか	24	25	26	27
取組編には無いが、地域福祉権利擁護事業の強化については、市としても認知症高齢者等の権利擁護を図るため、成年後見等制度利用支援事業を推進する。 また、日常生活に不安のある高齢者等が安心して暮らしていけるよう、市民後見人の利用を促進する。			検討	実施	→	→

2-(2) 介護保険外の福祉サービス事業

《市と社協が共同で取り組むべき内容》

取組項目	① 地域活動支援センター事業の拡充			取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	障害者福祉課	24	25	26	27	
障害者(児)を対象に日中活動の場を提供して地域生活を支援する当該通所事業(障害者デイサービス)を拡充する場合は、居室等の確保が必要となることから、他の事業の実施状況を踏まえながら、協議、検討していく。			協議	→	→	→	
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会					
介護保険3事業の縮小(1-(4)-③参照)を踏まえ、地域活動支援センター事業の拡充について、市と協議を行う。							

取組項目	② 生きがい活動支援通所事業のあり方検討			取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	高齢者いきがい課	24	25	26	27	
介護保険非該当レベルの自立高齢者に対する引きこもり防止、介護状態への予防等を目的とし、拠点の増加、対象者数の増加、送迎可能地域の拡大を目標とする。			協議	拠点場所の確保・実施	実施	→	
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会					
生きがい活動支援通所事業利用者の拡大に向け、本事業のサテライト的な事業展開等について市と協議を行う。							

取組項目	③ 介護保険適用外の対象者の把握			取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	高齢者いきがい課	24	25	26	27	
市、社協、地域包括支援センターが行っている窓口相談による対象者の把握に加え、介護予防事業で実施している基本チェックリストを活用したり、高齢者見守りネットワーク事業を活用するなど、各主体があらゆる機会をとらえて広く対象者を把握する。また、広報等で本事業の周知を図る。			協議	実施	→	→	

《市が取り組むべき内容》

取組項目	④ 社協単独事業への補助の必要性			取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	福祉推進課ほか	24	25	26	27	
事業の必要性、適格性、持続性及び費用対効果について検討し、人的、物的支援を行う。			検討・実施	→	→	→	

2-(3) 指定管理事業

《社協が取り組むべき内容》

取組項目① 健康講座の充実			取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会	24	25	26	27
高齢者向けの健康づくりとして、口腔ケア、メタボリックシンドローム、食育、生活習慣病対策など、要介護状態にならない健康づくり講座を保健所等関係機関へ講師派遣依頼し、講座の充実を図る。			実施	→	→	→

取組項目② 講座の工夫			取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会	24	25	26	27
若年層のボランティア活動参加など地域福祉の担い手になることを意識した講座、障害者の余暇活動を主に、参加者の交流ができる講座、高齢者などがオアシスに来て楽しかったと感じられる講座など、利用者等のつながりをつくる場としての講座を工夫し展開する。			実施	→	→	→

取組項目③ 指定管理事業に対する認識の改善			取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会	24	25	26	27
民間の創意工夫を活かした事業展開をするため「総合福祉センターならではの事業」と言った付加価値のある事業を実施する。			検討・実施	実施	→	→

《市と社協が共同で取り組むべき内容》

取組項目④ 講座における保健・医療・福祉の連携			取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	福祉推進課	24	25	26	27
講座等を充実していくために、福祉部内関係課及び健康づくり事業を実施する保健医療部内関係課との連絡、調整に協力し、保健・医療・福祉が連携した講座の実現を図る。 【地域福祉計画】 ・健康づくりを促進する（川越みんなの健康プランの推進）			調査・検討	実施	→	→
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会	24	25	26	27
市の健康づくり事業を実施している保健所等と連携した講座を展開する。 【地域福祉活動計画】 ・総合福祉センターの活用（自立支援、生きがいつくり、健康の維持増進の目的に沿い、参加者数13,000人を目標に各種講座を展開していく）			検討・実施	→	→	→

2-(3) 指定管理事業

《市が取り組むべき内容》

取組項目	⑤ 緊急一時保護事業の役割分担の見直し		取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	障害者福祉課	24	25	26	27
緊急一時保護事業(*1)利用者の「決定は市、運営は社協」という運営形態の一元化について協議し、役割分担の見直しを図る。			協議	実施	→	→

*1) 緊急一時保護事業：家族等が冠婚葬祭などの際に、保護を必要とする障害のある人を日中一時的に預かる事業（障害者自立支援法適用外の事業）

取組項目	⑥ 緊急一時保護事業の見直し		取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	障害者福祉課	24	25	26	27
利用者にとって、緊急一時保護と日中一時支援は類似の事業であり、その違いが明確ではない。しかし、前者は市が無償で行う単独事業であり、後者は障害者自立支援法で規定する市町村地域生活支援事業の一つで、民間が事業主体となる有償のサービスである。このことから、事業主体の異なる両事業を整理統合することは困難である。 選択肢としては、現行事業の継続又は日中一時支援への移行となるが、平成25年度には、障害者自立支援法に代わる新法の施行も予定されていることから、法改正の動向を踏まえ、事業の見直しを行っていく必要がある。			検討	→	→	→

取組項目	⑦ 緊急一時保護事業等の受入れ体制の充実		取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	障害者福祉課	24	25	26	27
受入れ体制の充実については、事業の見直しと併せ検討していく必要がある。			検討	→	→	→

取組項目	⑧ 指定管理者へのモニタリングの徹底		取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	障害者福祉課	24	25	26	27
定期的に指定管理者と総合福祉センターの管理運営について業務連絡会議を実施し、課題や目的の共有などを積極的に行う。			実施	→	→	→

2-(4) ボランティアセンター事業

《社協が取り組むべき内容》

取組項目	① 団塊の世代の掘り起し			取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会	24	25	26	27	
団塊の世代がボランティア活動へ積極的に参加することができる講座を開催するなど、ボランティアデビューする機会となる講座を増やし、講座の新たな担い手の発掘を進め、生きがいくくりにも繋げていけるようにしていく。			検討・実施	→	→	→	

取組項目	② ボランティアセンター機能の充実			取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会	24	25	26	27	
ボランティア活動に関する情報等を入手する拠点の整備を図り、ボランティア活動に関する相談や調整等を行うアドバイザーの配置を進める。			検討	→	→	実施	

取組項目	③ 情報発信の多様化			取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会	24	25	26	27	
ボランティアに関心を持つ市民に情報が届くよう、ホームページ等の情報共有ツールや情報誌の見直しを行っていく。			検討	実施	→	→	

《市と社協が共同で取り組むべき内容》

取組項目	④ ボランティアセンターの認知度の向上			取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	福祉推進課	24	25	26	27	
ボランティアセンターを市街地に設置することについては、市の既存施設への設置を前提として、その機会を探りながら関係課所と協議していく。 【地域福祉計画】 ・ボランティア活動に関する情報提供の充実を図る（身近な場所・方法でボランティア活動に関する情報が得られる環境の整備）			検討・協議	→	→	新たなセンターを設置	
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会	24	25	26	27	
ボランティアセンターの認知度を向上させるため、公民館や自治会館で出張出前講座を実施する。 【地域福祉活動計画】 ・ニーズに合った育成プログラムの展開（育成事業の実施地区数の増進）			検討	実施	→	→	

2-(5) 共同募金

《社協が取り組むべき内容》

取組項目		取組スケジュール(年度)			
① 循環するしくみづくり		24	25	26	27
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会			
<p>より身近で気軽に寄付、募金が行えるよう積極的な啓発・広報活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気軽に募金できる環境として、スーパーやコンビニなど募金箱設置協力店の拡大を図る。 ・募金のテーマを設けるなど、募金者に趣旨がわかり易くなるよう工夫するなど、積極的に協力を求める。 ・使途報告は、写真等を用いて社協だよりやホームページ等に掲載し、誰でもが理解し、共感できるようなものとする。 		実施	→	→	→
取組項目	② 住民から共感が得られるしくみづくり	取組スケジュール(年度)			
		24	25	26	27
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会			
<p>使途をわかりやすく広報するために、募金の仕組みや使途についての各地区社協への出前説明会や、所得控除や損金参入といった税法上の優遇措置制度についてのちらし等による周知、啓発を行う。</p>		実施	→	→	→

2-(6) その他

《社協が取り組むべき内容》

取組項目	① 職場内ミーティングの実施			取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会	24	25	26	27	
発展強化計画に基づく組織理念の共有化と浸透を図る中で、チームワークづくりに努めるとともに、個性や創造性を尊重した人材育成を進める。			実施	→	→	→	

取組項目	② 広報（PR方法）の充実			取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会	24	25	26	27	
第3次川越市地域福祉活動計画に基づき、広報活動の充実を図る。 ・社協だよりの紙面充実 ・各地区での地区社協だよりの発行支援 ・福祉関係事業所による情報発信の促進 ・ホームページやマスメディアを活用した情報発信			見直し	実施	→	→	

取組項目	③ 中長期ビジョンの策定			取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会	24	25	26	27	
平成23年度中に、事業運営の展望や目標を明らかにして、その実現に向けた組織と財務に関する具体的な方法を示した「発展強化計画（平成24～27年度）」を策定予定。			H23策定	—	—	—	

《市が取り組むべき内容》

取組項目	④ 市の責任の明確化			取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	福祉推進課ほか	24	25	26	27	
社会福祉法には、市の責務で「地域の社会福祉」を行うことが明確化されており、社協と連携して、効率的、効果的に推進できる体制整備が必要であるため、公的な福祉サービスにおける各相談窓口が相互に連携し、多様化する福祉課題に適切な対応ができるよう、領域横断的な相談支援体制を構築し、市と社協との関係性の明確化を図っていく。 【地域福祉計画】 ・市の相談支援体制を整備する（福祉分野の一次相談窓口(*1)の設置)			組織改正に合わせ検討	試行	実施	→	

*1) 福祉分野の一次相談窓口：相談内容に応じて適切な窓口につなぐとともに、複数の担当部署が対応する必要がある案件については、各担当同士の連携促進を図ることを目的とする福祉問題の一次受付窓口。

2-(6) その他

取組項目 ⑤ 良好なパートナーシップの形成に向けて		取組スケジュール(年度)			
取組内容、手順・方法等	所管	24	25	26	27
<p>市としての地域福祉のヴィジョンを示した「川越市地域福祉計画」を実践していく中で、「協働」の考え方のもとに行政と社協との役割を明確にし、良好なパートナーシップの形成を目指す。</p> <p>【地域福祉計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉サポートシステム(*2)の構築（市と社協と地域が協力し合える仕組みづくり） 	福祉推進課	役割分担の検討	→	→	体制構築

*2) 地域福祉サポートシステム：要援護者の生活を「周囲による手助け」と「公的な福祉サービス」との組み合わせにより支援することを目的に、地域の住民や民生委員、福祉事業者（自助・共助）と、市や社協（公助）が連携した仕組み。この仕組みの中で社協は、要援護者の自立生活を支えるための共助・公助によるトータルケア全体の取組を中心となって行うコミュニティソーシャルワーカーとしての役割を担う。